

## 播磨科学公園都市芝生広場管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、播磨科学公園都市内の芝生広場（兵庫県赤穂郡上郡町光都2丁目22番地）のうち、企業庁が所有する区画の一時的な貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の目的等)

第2条 播磨科学公園都市まちづくり事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する行事等を行おうとする者に対し、企業庁が芝生広場を自己の事業に用いない範囲で、その使用を承認することができるものとする。

- (1) 播磨科学公園都市の熟成に寄与する行事
- (2) 地域住民の交流促進に寄与する行事
- (3) 文化・芸術の創造等に関する行事
- (4) スポーツ及びレクリエーションの振興に寄与する行事
- (5) 前号に掲げるもののほか、所長が必要と認める行事

2 所長は、芝生広場を現況有姿にて貸し出し、その全部又は一部を独占して使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、これを承諾したものとする。

### (使用申請の手続)

第3条 芝生広場の使用希望者は、芝生広場使用申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の6か月前に当たる日から、7日前に当たる日までの間に提出しなければならない。

### (承認書の交付等)

第4条 所長は、前条による申請があった場合、申請順に承認するかどうか審査するものとする。

2 所長は、申請を承認したときは、芝生広場等使用承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 所長は、承認にあたり、特段の事情がある場合は、承認書の記載事項以外で、芝生広場の管理上必要な条件を付すことができるものとする。

### (使用の不承認)

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、芝生広場の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 芝生広場の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 周辺住民に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、所長が必要と認めるとき。

### (使用承認の取消し・使用の停止)

第6条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認の取消し、使用の停止又は使用承認条件の変更をすることができるものとする。

- (1) 芝生広場の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の取消しを願い出た場合
- (2) 使用者がこの要綱又は当該使用承認条件に違反した場合
- (3) 使用承認後の事情変化（申請者の変更、行為の変更等）により、使用承認条件を満たさなくなる場合
- (4) 公益上又は管理上やむを得ない事由により、所長が芝生広場の使用を制限する場合

2 前項第1号の規定による芝生広場の使用取消の願い出は、芝生広場等使用取消・使用料還付申請書（様式第2号）を所長に提出することにより行うものとする。

3 第1項の使用承認の取消し、使用の停止又は使用承認条件の変更を受けた結果、使用者に損失が生じた場合でも、これを所長に請求できないものとする。

### (優先使用)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第2項の規定にかかわらず、使用日の12か月前に当たる日から6か月前に当たる日の前日までの間においても、芝生広場を使用しようとする者に

同項の申請書を提出させることができる。

- (1) 国、地方公共団体、公共的な団体等が公用として使う場合又は公共的・公益的な事業を行う場合
- (2) その他所長が特に必要があると認めた場合

#### (使用料)

第8条 使用料は、別表のとおりとする。使用者は、別表に定める使用料を、所長が定める期日までに、所長の発行する納入通知書により、支払わなければならない。

- 2 使用者が、前項の使用料を、期日までに支払わない場合は、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年(365日当たり)10.75%の割合で計算した延滞金(10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を支払わなければならない。ただし、延滞金が100円未満である場合においては、この限りではない。
- 3 第6条第1項第4号の場合を除き、既に納めた使用料は返還しない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 前項により使用料の返還を受けようとする者は、芝生広場等使用取消・使用料還付申請書(様式第2号)を所長に提出しなければならない。

#### (使用料の免除)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を免除することができるものとする。ただし、営利目的であるものは除く。

- (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公共用として使用する場合
- (2) 公共的又は公益的な使用の場合
- (3) 国又は地方公共団体が共催する行事の場合

#### (権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、芝生広場の使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (原状回復・明渡しの義務)

第11条 使用者は、芝生広場の使用を終えたとき又は使用承認を取り消されたときは、芝生広場を速やかに自己の負担で原状に回復し、所長の承認を得て、明け渡さなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、所長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

#### (有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用者は、芝生広場の使用に際して投じた改良費等の有益費、必要費その他費用があっても、これを所長に請求することはできないものとする。

#### (損害賠償の義務)

第13条 芝生広場の使用にあたり、所長又は第三者に損害を与えたときは、使用者がその賠償等の責めを全て負うものとする。この場合、所長は、芝生広場の管理者としての一切の責めを負わない。

#### (遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって芝生広場を使用しなければならない。

- (1) 芝生広場の使用に際して安全確保の措置を講ずること。
- (2) 芝生広場を使用する際は、芝生広場等使用承認書(様式第4号)を携帯すること。
- (3) 芝生広場に損傷等を与えたときは、所長に届け出て指示を受けること。
- (4) 芝生広場の使用に際し、使用者においてごみ等の処分をするとともに、使用後に清掃を実施すること。
- (5) 芝生広場の使用に際し、所長の許可を得た場合以外は、火気を使用しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な所長の指示に従うこと。

#### (駐車場用地の使用)

第15条 芝生広場の使用に際して駐車場用地を使用しようとする場合、芝生広場の管理上芝生広場の使用に代えて駐車場用地を使用しようとする場合、又は駐車場用地のみを使用しようとする場合、使用希望者は、所長と協議のうえ、駐車場用地使用申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、申請を承認したときは、芝生広場等使用承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。
- 3 駐車場用地の使用にあたっては、芝生広場と同様に使用面積に応じて使用料を徴収するものとする。
- 4 駐車場用地の使用にかかる条件、手続き等は、芝生広場と同様とする。
- 5 第2条第2項及び前項の規定にかかわらず、使用者は、所長に願い出、承認を受けたうえで使用前に整地作業等を自己の負担で行うことができる。この場合、所長は整地作業後の状況を原状とみなすことができる。

（雑 則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、芝生広場の使用について必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

利 用 区 分	使 用 料 (税込) ※	備 考
承認された使用面積（1日あたり）	260円/100㎡	100㎡単位
全面使用（1日あたり）	57,200円	約22,000㎡
片面使用（1日あたり）	28,600円	約11,000㎡

（備考）

- 1 使用時間は原則午前9時から午後5時までとする。時間外の使用を必要とする場合は、理由書を添えて協議すること。
- 2 使用期間が1日に満たない場合については、1日とみなす。
- 3 使用面積が100㎡に満たない端数があるときは、これを100㎡とする。

※ 「企業庁公有財産取扱規程（昭和56年企業庁管理規程第5号）」別表第1「公有財産の使用料及び貸付料」内、「土地使用料等、その他のもの、一時使用」の1日1平方メートルにつき2.6円（丙地）による。

## 播磨科学公園都市芝生広場管理要綱の運用について

平成16年4月1日制定

平成22年1月1日改正

令和4年4月1日改正

### 第3条関係

#### 第2項

所長は、利用状況等により必要があると認めるときは、7日前に当たる日以降であっても申請書を受理することができるものとする。

### 第8条関係

#### 第1項

使用料の納入時期については次のとおりとする。

使用料は、所長の使用承認により納入通知書を発行し、原則として、使用日の7日前までに納入するものとする。ただし、次の場合は、当該使用終了後に納入させることができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が共催する行事を実施する団体が使用する場合
- (3) 前2号に掲げる以外の団体であって、使用後の確実な徴収が見込まれる団体が使用する場合

#### 第3項

所長が特別の理由があると認め、使用料を返還できる場合とその返還額は次の各号のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により芝生広場が使用できなくなったとき。当該使用料の全額
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申し出た場合において、所長がやむを得ない理由があると認めたとき。当該使用料の全額
- (3) 所長の都合により芝生広場の使用承認を取消したとき。当該使用料の全額

### 第9条関係

第2号で想定する使用事例は次のとおりである。

- (1) 防災・福祉・教育等、公共的又は公益的な目的で使用する場合
- (2) 公共的団体又は国若しくは地方公共団体が設立・出資する団体が実施する事業で、公益的な使用の場合
- (3) 地元一市二町の地縁団体（自治会・婦人会・老人会・子供会等）が主催する公益的な行事で使用する場合

### 第15条関係

駐車場用地は、兵庫県西播磨総合庁舎西側の業務用地とする。